

陳情第112号	受理年月日	令和4年8月26日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	J R 西小倉駅北口の放置自転車対策について	
要旨	<p>J R 西小倉駅北口は、南口と異なり、現時点で自転車放置禁止区域に指定されていないエリアであるが、放置自転車などが乱雑に放置されている。</p> <p>数か月に一度、付近を通ることがあるが、常に放置自転車が存在している。今年に入ってから小倉北区役所まちづくり整備課に正式にその対策を依頼し、取締り時に10年間放置していたバイクが発見されたが、その後も自転車の放置が後を絶たず、対応が後手後手に回っており、通常の放置自転車への対応では明らかに対応不能であると思慮した。</p> <p>このため、J R 西小倉駅北口を、即時自転車を撤去可能な自転車放置禁止区域に指定すると同時に、歩道が広く、自転車の駐輪スペースの確保が容易であると考えられることから、市民などの利便性を考え、駐輪スペースを設置し、場合によっては、駐輪スペースを有料化することで、市への収入を確保するとともに、健全なビジネス育成の一助になればと考えた。</p> <p>については、審査までの間に行政側による状況変化の可能性を否定しないが、重要なことであるため、下記のとおり措置されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> J R 西小倉駅北口を自転車放置禁止区域に指定すること。 J R 西小倉駅北口に市または民間業者等により駐輪スペースを設置すること。 	